

平成23年度第4回江東区外部評価委員会
(第1班ヒアリング)

1 日 時 平成23年7月12日(火)
午後7時00分 開会 午後9時00分 閉会

2 場 所 江東区役所7階第71会議室

3 出席者

(1) 委員()は欠席

大塚 敬	桑田 仁
町田 民世子	篠田 正明

(2) 職員出席者

地域振興部長	菊間 惠
環境清掃部長	寺内 博英
都市整備部長	出口 泰治
技術担当部長(都市計画)	中村 俊夫
土木部長	並木 雅登
地域振興部 地域振興課長	伊東 直樹
環境清掃部 環境保全課長	竹内 一成
環境清掃部 清掃事務所長	綾部 吉行
都市整備部 住宅課長	小川 和久
土木部 管理課長	吉川 甲次
土木部 道路課長	高垣 克好
土木部 水辺と緑の課長	荒木 猛男
土木部 交通対策課長	平川 進

(3) 事務局出席者

政策経営部長	大井 哲爾
企画課長	押田 文子
財政課長	大塚 善彦

4 会議次第

1. 開会

2. ヒアリング

(1) 施策29「住みよい住宅・住環境の形成」

(2) 施策31「便利で快適な道路・交通網の整備」

3. その他

4. 閉会

5 配付資料

・ 席次表（施策29）

・ 席次表（施策31）

・ 委員名簿

・ 関係職員名簿

・ 施策29 施策評価シート

・ 施策31 施策評価シート

・ 外部評価シート（施策29）

・ 外部評価シート（施策31）

午後7時00分 開会

委員 これより、第4回江東区外部評価委員会（第1班ヒアリング）を開会いたします。

本日、委員の皆さん全員ご出席です。

なお、傍聴の方はいらっしゃいません。

それから、本日の外部評価対象施策は、施策29「住みよい住宅・住環境の形成」と、施策31「便利で快適な道路・交通網の整備」になります。

最初にお手元の資料のご確認をお願いしたいんですが、議事次第の下のほうに配付資料の一覧がございます。施策ごとですので、今お集まりの皆さんは施策29の席次表でご確認いただきたいんですが、こちらと、委員名簿、関係職員名簿、施策29の施策評価シート、施策31の施策評価シート、それから外部評価シートがそれぞれ29と31で用意していただいています。よろしいでしょうか。

ヒアリング

（1）施策29「住みよい住宅・住環境の整備」

班長 それでは、早速ですけれども、施策29の現状と課題及び今後の方向性についてご説明をお願いいたします。

関係職員 本日は、まず第1番目ですけれども、施策29の「住みよい住宅・住環境の形成」ということで、総括的に施策の現状の課題と概要を説明させていただきたいと思います。

まず、本施策につきまして、関連がございますので、住宅施策をめぐる国や都の動向、そちらからご説明させていただきたいと思います。

ご案内かと思えますけれども、国におきましては、数次に及ぶ建設計画、昭和41年から始まっておりますけれども、第1次から平成17年の第8次まで40年間にわたりまして、住宅建設計画法というものを5カ年計画で第8次までつくってきたという経過がございます。それが今般廃止されまして、国におきましては、住生活基本法の制定という形に移行されております。その主旨を申し上げますと、量的確保を目指す住宅供給から、質的な向上を目指すストックの活用というほうへ政策が転換されているところがございます。また、同じように東京都におきましても、新たな都営住宅はつくらないという形で政策転換が図られ、あわせて既存の住宅ストックを活用した、それを基本とす

る改定が先般行われたところでございます。

参考までに申し上げますと、例えば2003年の住宅統計でございますけれども、都住の場合、東京都の全世帯数549万世帯に対しまして住戸数が619万戸と、70万戸余りの戸数が超過しているといった状況がございます。そうした状況を踏まえて、東京都においても新たな都住はつくらない、今後は都住についても時代に合った形で内容転換を図りながら質的向上を目指すということが都の方針として伝えられたところでございます。

同じように、これを受けまして、本区におきまして、平成22年の3月になりますけれども、ご案内の冊子として既にお手元に行っているかと思っておりますけれども、本区においても住宅マスタープランを作成したということがございます。そして、区の基本構想、長期計画のもとで、住みよい住宅・住環境の形成を実現するために、今後進めていくべき住宅施策のあり方について、その方向性を明らかにさせていただいたということがございます。

これも参考までにお話をしておいたほうがいいのかと思いますので、今回の住宅プランというのは、第2回目のプラン策定になります。その前のプランにつきましては、計画半ばにしまして区内の住宅事情が急変したことがございます。これは前区長の室橋区長時代なんですけれども、特に平成12年以後、国や都におきまして江東区内にかなりの食料倉庫等の未利用地、活用していない資産がございまして、それを売却された。それをきっかけとして、マンション建設ラッシュに見舞われた時期が江東区の場合はございます。年間1万人にも及ぶ、しかも局所的な人口急増が続いたということで、区としては学校を初めとした公共公益施設の収容対策ににっちもさっちもいかない状況がございまして、いわゆる平常時の住宅施策というよりも、住宅に伴う学校だとか保育園だとか、そうしたことの対応に追われた10年間があったということを申し上げておきたいと思っております。

現状を申し上げますと、景気が低迷していることもありまして、不動産市場はかなり落ち着いた状況になってきてございまして、南部地区を中心とした大規模開発、あるいは区内の小規模な未利用地を活用しての民間のマンション建設の状況というのはまだあるところでございますけれども、現状では区としては条例に基づきまして学校、保育園等も計画的に収容対策が図られているということで、事前協議をしながらその対応に努めているということがございます。

今後は、先ほどの国、都の動向もありますけれども、江東区の場合、昭和40年代から公社、公団を中心としまして、高度経済成長期に整備された住宅がかなりの数ございます。こうしたところの公共建築物が昭和40年代からずっと造られてきておりますので、更新する際も同じような年次の中で今後進んでいくのだろうと予測しているところがございます。江東区としても、そうした新たな建設から、住宅ストックのさらなる活用ということで、国や東京都、公社、公団にもそうした要請をしながら、今後新たな住宅の再生といったところが大きな課題になってくるのかなという形で認識しております。

現状まで申し上げますと、江東区内の公営住宅でございますけれども、区営住宅が648戸、都営住宅が2万854戸、合わせますと公営住宅が2万1,502戸ございます。それから、公社や都市再生機構　URの賃貸住宅が2万1,687戸ございまして、合わせますと4万3,189戸といったところで、これは全体の世帯数に占める割合が2割を占める状況になってございます。こうした公的住宅と言われる住宅の数でございますけれども、足立区が4万7,900戸ございますので、足立区に次いで2番目の公的な賃貸住宅のストックを有しているということが言えるのかなと思います。さらに申し上げれば、先ほど来申し上げておりますように、分譲等の民間マンション等も合わせますと、全世帯数の8割の方が江東区の場合は集合住宅にお住まいの方々であるといった状況になっております。

我々としては、こうした国や都の政策転換、あるいは江東区の特殊事情といいますが住宅事情を踏まえまして、今後は住宅資産については、やはり建物の耐震性、安全性の確保はもとよりとして、省エネですとか緑化等の環境対策、あるいは近年では8割方が集合住宅ということでございますので、地域コミュニティの希薄さといいますが、地域住民との融合といいますが、そうした地域コミュニティの問題であるとか、先般の大震災を受けて、高層マンション等の防災対策等も大きな課題になってくるのかなと懸念しておりますけれども、そうしたこと、さらに申し上げれば、高齢者の居住安定確保といったところが時代の要請に合った観点からの住環境の再整備ということになるのかなと思っております。

特に公団の高齢世帯が多いところの状況をお示し申し上げますと、都営住宅や区営住宅というのは、お住まいの方で65歳以上の方が過半数を占めるような状況でございます。さらに申し上げれば、都市再生機構　URや公社等の賃貸住宅においては、60歳

以上の年齢の方が3分の1程度あるということで、公営住宅における高齢化というのは見過ごしにできない課題になっているのかなと思っております。したがって、今後はこうした公的住宅ストックの更新時に当たっては、そうした住宅内に高齢者機能も付加したような形での再生方を、URを含めた公社、公団、そうした管理主体に要請も図っていかなくちゃいけないのかなと。それが我々江東区としての大きな意味での将来課題になるのかなと思っております。

そうした観点の中で、現状の本施策における取り組み施策について若干触れさせていただきたいと思っております。この施策、大きく三つの柱で構成されてございます。

一つは多様なニーズに対応した住まいづくりということで、区営住宅、数は少ないんですけども、特に都営住宅の移管というものが中心なんですけれども、648戸ございまして、この区営住宅の耐震化については、今年度、23年度をもって一応全部完了する。そのほか、お住まいの方との管理費等をめぐる問題点はあるんですけども、エレベーターの設置等、バリアフリー化にも努めていくということで、今推進を図っているところでございます。それからもう1点、これは新たな取り組みなんですけれども、先ほど来申し上げているように、住宅内の高齢化等に対する対応というのが一つございまして、高齢者そのものの居住安定確保に向けた対応ということで、民間住宅、公的賃貸住宅等の支援要請をしていかなくちゃいけないということもございまして、それぞれの管理主体がそれぞれの立場で協議しつつ、そういう居住支援協議会を今年度末を目指して設置する方向で考えております。そこからそれぞれの課題に対する問題点なり、それぞれの管理主体の取り組みなりというものを新たな方向性として協議しながら打ち出していけたらと思っております。

それから、良質な既存住宅への支援・誘導ということでは、民間マンションの建物に対する維持管理、あるいは相談支援、管理アドバイザーの派遣という事業を行っております。また、民間マンションに対しましては、計画修繕のための調査支援ということで、専有部分はともかくとして、マンションの共用部分の改修費の支援等も行っております。そのほか、高齢者のための民間賃貸住宅のあっせん事業、あるいは住宅修築資金等のあっせん事業も行っているところでございます。

それから、良好な住環境の推進に当たりましては、マンションから出るごみの分別収集等の協力要請、これはマンション建設の際に指導項目の一つとして指導方を行っているところでございます。あわせて、周辺の地域のまちづくり運動にも参加をいただくよ

う要請いたしているところでございます。

それから、民間マンションの管理組合との協議会の設置を行って、担当課長と管理組合の理事長さんの中で定期的な協議をし、いろいろな課題に応じた対応のご相談をさせていただいているといったことがございます。

それから、最後になりますが、総合的な取り組みということで、本区の場合、民間マンションの建設に当たりましては、マンション等の建設に関する条例及びそれに伴います指導要綱、それからマンションの建設計画の事前届出等に関する条例に基づく建設指導、まさにこの事前届け出について、計画時にそうした事前届け出をしていただいて、先ほど申し上げました学校だとか保育園の不足数や何かに対応する形で、建設とあわせて収容対策も図りながらスムーズな住まいづくりを進めていただくという観点から、そうした指導を行っているということがございます。

そのほか、建設に当たりましては、安全・快適で良好なまちづくりを推進するという観点から、みどりの条例によりまして何平方メートルかの規模に応じまして緑化対策も図っていただき、あるいはリサイクル条例に基づきまして、先ほど言ったごみの収集等の対応もお願いしているといったところがございます。

マンション建設に当たりましては、各種条例に基づいて、そうした総合的な協力要請をしながら、できるだけ住みよい、いい環境づくりに努めているといったことが現状でございます。

以上、雑駁ですけれども、そんなところが江東区の住宅に対する取り組みということでご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

班長 ありがとうございます。

それでは、早速質疑に入りたいと思います。すみません、前回これを申し上げるのを私は失念してしまいましたけれども、記録の関係で、マイクを通して必ずお話しいただきたいということと、それから、最初だけお名前を名乗っていただいてからご発言を。

どなかたでも結構ですので、質問等、確認したいこと等あればよろしく願いします。いかがでしょうか。

委員 先ほど事前にお話しする中で出たところがあるので、まず伺いたいんですけれども、施策を実現するための取り組みとして、今ここにあげておられると思うんです。それをただ施策の効果が上がるかどうかといので、施策実現に係る指標というところで見ると、例えば住宅に満足している区民の割合ですとか、住環境に満足している区民の

割合ですとか、具体的にどういうものに満足しているのか。例えば2の で言えば、多様なニーズに対応した住まいになっているのかどうか、こういったことを区民に確認していく作業が必要かと思うんですけれども、施策に対しての、それが効果が上がっているかの指標があまり適切でない、ちょっと茫漠としているのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

関係職員 まず、ご質問の住宅に関する指標の関係なんですけれども、例でいきますと、例えば住宅に満足している区民の割合という、その「住宅に満足」ということになるんですけれども、これは個人個人やはり違うと思うんですよね。それが今回、江東区民アンケート調査ということで、平成21年度にやられた数値から住宅について満足しているかというところであがってきているわけなんですけれども、この考え方なんですけれども、個人の収入で満足度というのは、ある程度レベルの高いところから、自分の収入に応じて、ま、これぐらいの住宅かなというところはあるかと思うんです。だけど、その部分が行政として支えられるかという、これは難しいお話だと思っていますので、あくまで行政としては、例えばマンションをつつくる際には、事業者指導によって空地なり緑をふやしていただくということで、住環境を整備する中で一人一人の住宅についての満足度についても側面支援ということで、まちづくりという観点で支えていこうと、こんな考え方でこの指標は見ているわけなんです。

委員 ちょっと私の意図が伝わっていないようなんですけれども、つまり、施策の実現として具体的に多様なニーズに対応した住まいづくりをあげておられます。だから、これがわかるような指標をあげるべきではないかという質問なんですけれども、すみません、伝わりますか。それが住宅の満足ということだと茫漠としてしまって、取り組みが成果を上げているかどうかははかれないのではないかという質問だったんですけれども。

委員 委員の補足みたいな感じになると思うんですけれども、住宅に満足云々、例えば広いとか、そういうような意味での満足というのだったら収入云々というのはあれなんですけれども、例えば、ほかにも住宅に対して満足でない部分で、例えばバリアフリーでなくて怖いとか、今回の地震とかで壁がはがれてきたりして怖いとかも満足、不満足のきっかけになると思うんですけれども、もしこの施策とある程度整合性を保つのであれば、例えば耐震化に関して満足だ、不満足だというような指標をつくるとか、あるいはバリアフリー、例えば住宅に対して階段が多くてとても怖いと思うとか、そういっ

たより施策に近いところに落とし込んだ意味での満足、不満足という指標のほうが、その施策が達成できているかの整合性というのは保てるように思えるのですけれども、そこら辺に関してはどのようにお考えになっているかということだと思えます。

関係職員 私どもも、確かにそういう視点のほうがわかりやすい見方なのかなというのはあります。先ほども説明がありましたけれども、量から質へということは、やはり居住スペースの拡充であるとか、バリアフリー化であるとか、あとはやはり高齢者ということになりますと、これは福祉との連携ということになるんですけれども、地域の見守り、いわゆる地域とのコミュニケーション、こういったところが指標としてどういう形で実際の住みよさと連携していくのかなというのがわかりやすいというところはあるんですけれども。とりあえず、今の住宅に満足する区民の割合ですとか、集合住宅における定期的な改修を実施しているところの管理組合、こういった指標の数値というのは、どうしても全体のまちづくりという観点でどう見ていこうかという形でこの指標をつかったものですから、個々の満足度というよりも、地域と一体となったまちづくりとしての満足度、こういう観点で指標をつくり上げているというところで、ちょっと具体性に欠けているのかなと、具体的な数字のとらえ方が難しいのかなということは率直に認めなきゃいけないかなと。

委員 ちょっとすみません。フォローするわけじゃないですけれども、多分こういうことかなと思うんですが、アウトカムで多様なニーズに対応した住まいづくりができていているというのは、アウトカムで表現するのは難しいと思うんですよ。多様なニーズの中でも重視すべきニーズというのをある程度整理していただいた上で、それに合致している住宅のタイプというのがちゃんと供給されていると見るのか。そういうことをアウトプットの指標でいいので、指標の欄で表現していなくてもいいです。現状と課題のところに、例えば、恐らくは現時点で所管課として重きを置かれている問題意識は、まず責任として区営住宅は耐震化しましょう、これはことし完了するんですと。その次の課題としては、高齢者、障害者に対応した住まい。じゃ、高齢者と障害者に対応した住まいというのがどれくらいふえたのか。働きかけによって、民間でこれだけ供給してくれましたよというのを示していただけると、多分、お二人も納得されると思うんです。そのあたりの、調べるのにコストがかかるみたいな別の問題はあるんですけれども、そういった側面を傍証できるような材料が欲しいので、お示しいただけるといいのかなと思います。

関係職員 わかりました。多分、建物の計画時点での事業者指導という中で、バリアフリー化等というのは当たり前になっておりますので、我々もそういう指導はしております。ただ、高齢者向けかどうかというのは、建物一つを取ってみればバリアフリー化イコールそういった側面もあるかと思えますけれども、じゃ、実際、福祉との連携の中で、その建物の中に高齢的なサービス施設を取り込む、取り込まない、こういったところもやっぱり事業としてはあるんだろうと思うんですね。ただ、それは住宅施策というよりも福祉施策の中で、今、福祉計画ですとか介護計画を策定している中で取り込まれる内容なんですね。ですので、今、バリアフリー化の状況がどうなのかというのは、私どものほうでも数字的には出すことは可能なんですけれども、実際、高齢者にとって本当にどうなのかという部分については、ちょっとそういった計画の中での取り組みというのがありますので、住宅施策の中では数字的にあらわすのは難しいというような状況です。

あとは、高齢者住宅ですとか、シルバーピアという施策はやっております。これは従前は福祉でやっていたものなんですね。その維持管理ということで住宅課に事業移管されているということで、政策的な部分は福祉のほうでまず方向づけをして、でき上がったものについて住宅が管理という中でそれに対応していると、こんな関係にあるものですから、今申し上げた中での数値の書き方というのは、福祉のほうとの連携の中で検討させていただくことになろうかと思えます。

委員 必ずしもかっちりした数字で表現できなくても結構ですので、要は、例えばでいいんですけれども、施策評価シートの(2)の一つ目のポツの で書かれているところで、安心居住の確保の高齢者、障害者の安心居住の確保に向けた仕組みづくりと書いてあります。この部分の仕組みって具体的に何なのか。今おっしゃられたようなことも何戸という戸数じゃないけれども、こういう取り組みをして、そういうものがふえるようにこれだけの努力をするということを書いていただくだけでも、判断材料が相当出るのもあるので、そのあたりをできる限り表現していただければと。おっしゃられるように、数でおさえるのは難しいというのはよくわかりましたので。

関係職員 承知しました。

委員 前回、別の施策でもちょっとお話ししたんですけども、江東区の住宅も含めて、マンション、集合住宅がキーだと思うんです。マンションというのは、住まい方も含めて、周辺環境含めて、総体的に、全体的にいろいろなものが絡んでくると思うんで

すけれども、それをこのように縦割りすると、まさにさっきおっしゃったようにこっちは福祉部門になるのではということになる。連携がとれているかどうかというのを我々としては知りたいので、どうもそれでマンションという横串で各課をつないでもらって、それで施策も含めてお互いにうまくやれているのか。例えば緑に関しても、緑化施策とうまくマッチしているのかとか、そういう形で部署ごとの縦割りでマンションってなかなか今後解決は難しいのかなど。これは今回の施策の評価と違いますけれども、横串をつないでほしいと思います。

関係職員 その点につきましては、私ども、基本的にはマンション条例という一つの核になる条例がありまして、そのほかに規則ですとか要綱ですとかというのがあって、すけれども、これは一時的に住宅課が窓口になって関係する部署との調整を図りながら事業者指導をしておりますので、例えばマンション一つ作るにしても、各事業者で何が必要だということは意見照会して、例えばこれだけの戸数だったらこの地域には保育園がないので保育園をつくってほしいということであれば、そういう意見も集約しながら事業者指導には当たっております。緑についても、どういう形で緑をふやしていくかというのが、今の要するに緑多きまちの江東区という、緑の中の江東区というところも大きな命題としてありますので、それは土木部の水辺と緑の課のほうと調整を図りながら、マンションをつくる際にどういう緑の作り方をさせていただければいいのか。もう一つは景観条例というのもありますから、景観の審議の中でもよりいい緑の配置ですとか、こういう木がいい、ああいう木がいい、例えば、屋上緑化ですとか壁面緑化についても、そういった指導はさせていただきます。

委員 今のお話で、つくるときの条例で連携してというのはよくわかったんですけども、今後のその維持管理といいますか、建ててから10年とか20年後のマンションがどうなっているのかというところでの連携も大変大事かなと思ひまして、そういうところの連携をやはり部署を超えてぜひ図ってほしいなど。

関係職員 その点につきましては、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、我々のこれからの大きな課題だと思っています。例えば高齢者の問題一つとっても、8割の方が集合住宅にお住まいになっているという江東区内の状況を見たときに、平場だけが福祉ではないわけです。高層住宅の中で、じゃ、福祉をどういうふうにやっていくのか。当然、事業者にもそれなりの責任を持っていただいて、住宅内にそうした福祉機能を持った新たなスペースを確保してもらおうとか、いろいろな手だてはあると思うんです

けれども、それを全て住宅政策の中で対応していくというのなかなか難しい部分があるということで、やはり専門分野は専門分野の中でやっていただく部分がなくてはいけないのかなというのが一つ、私どもの考え方にございました。ただ、我々としては、先ほど居住支援協議会というのを立ち上げたいということを申しあげましたけれども、この中で、福祉部門の部課長にも参画いただきまして、総合的に住宅内でどういう形の対応を図っていったらいいのかと、そんなところから新たな方策が一つでも二つでも出てくればいいのかと思っております。

それと、あわせて申し上げれば、今般の大震災を受けて、我々も住宅担当としては問題点として防災担当のほうにも申し上げさせていただいたんですけれども、やはり高層住宅等の防災対応、今回の震災でエレベーターがとまっていたとか、あるいは高層階にいる方がおりられないで、そのまましばらくの間、高いところで恐怖感を味わいながらいらっしまったとか、よく耳にするんですけれども、そうしたことを区としてどういふうな形で総合的に対応していくかというのはこれからの問題だと思いますし、我々はそのパイプ役として窓口を務めるのはやぶさかではないですし、民間マンションから得られるそうした区民の意見等も原局のほうに伝えながら、よりよい施策対応が図れるように、これから努めさせていただきたい。これはあくまでもこれからの重大な課題だと私どもは認識しております。

関係職員 すみません、1点漏らしてしまったんですけれども、去年と今年なんですけれども、実は福祉と住宅の連携というのは、やはりどこかで線引きできるような時代じゃなくなってきていますので、内部的にはそういった意味での情報交換、勉強会、こういうのはやっておりまして、その延長上に、今、部長がお話ししました居住支援協議会、これは民間団体も含めた協議の場、こういったところに区としての住宅と福祉の連携の中で示していくという考え方は持っております。

委員 ちょっとお話の角度を変えてもよろしいですか。細かいことのようなんですけれども、今のうちに細かいことを確認させていただきたいと思って。

区営住宅、あるいは区が移管の形ですか、民間に対して借り上げて出したりとかそういうのもあると思うんですけれども、要は区が主体となって管理している住宅というのが648戸、これが総数であるという理解でよろしいですか。区営住宅維持管理事業の対象が504戸になっているので、それ以外の……。

関係職員 住宅マスタープランの139ページを見ていただけますか。これが区営住

宅、それから高齢者住宅というのは、一つは住吉というのは、1施設を借り上げているところなんですね。139ページの大きい の高齢者住宅。まず、ピアすみよしというのは、民間の施設を丸ごと1棟借り上げているということです。ピアこうとうというのは、高齢者福祉施設の中にピアこうとうというのがあります。ピアおおじまというのは、これはURから施設を一括借り上げているものです。ですので、この3所については、例えばワーデンということで協力員を置きながら高齢者の見守りに当たっていただいている施設ということになります。維持管理がどうなんだということになりますけれども、維持管理については、その経費は場合によってはそのこの大家さんがみる場合と、区のほうでみる場合と、場合によって分けさせていただいています。

次がウィンズパレス亀戸、これは中堅所得者層向けに平成10年に国、都、区の補助金をもって民間事業者の方におつくりいただいた施設。これはあくまで中堅所得者層向けということで、平成10年ぐらいに人口減少があったときに、区のパイロットケースとして中堅者向けにつくった住宅です。

次に都営シルバーピア、これは東京都の都営住宅の一角に、やはり高齢者だけを住まわせている場所があるんですね。そこに施設的には都の施設で、設備的にも都の設備が入っているんですけども、シルバーピアということで、今言った生活協力員、その部分については区のほうが派遣させていただいて見守りをしております。この区営なり、高齢者住宅なり、区民住宅なり、都営シルバーピアなり、ソフトとハードが入り組んで事業が進められているところです。

委員 わかりました。

それで、これらの区が主体となって管理している住宅の空き家率、入居率というのは、

関係職員 ほぼ100%に近いです。

委員 家賃なり何なり、これは全部賃貸？

関係職員 賃貸です。

委員 家賃の収納率もほぼ100%？

関係職員 残念ながらそうは……。

委員 わかりました。いずれにしても、ニーズがなくなっている、あるいはニーズに合致していないものになってしまっているというような状況はない。

関係職員 ええ、全くございません。

委員 すみません、細かいことを聞いてしまって。わかりました。

委員 関連して。先ほどのお話で、こちらの事業概要一覧の中の優良民間賃貸住宅借上事業というのは、例えば都民住宅の区版みたいな感じなんですかね。中堅者向けのと先ほどおっしゃっていた。

関係職員 そう思っていたければ。

委員 これはかなり、今のところ費用が大きくなってしまっているように思えるんですけども、これは何か理由等あるのでしょうか。

関係職員 これは補助金が入ってくる事業でして、当初の家賃設定というのが、多分最初に入ると7万円ぐらい。傾斜家賃になっておりまして、アッパーで12万円ぐらいになってくる事業なんですね。確かに家賃、実際区が建物を借り上げている家賃とお支払いいただいている家賃と言うと変ですかね、我々が民間からお借りしている使用料と、実際の家賃としていただいている金額の差はあります。

委員 ということは、今後ここが一つ公平性という面、つまり当初の設定と、多分、景気動向等が変わってしまって、差が出てきてしまっていると思うんですけども、それにしてもちょっと大きいなと思ったので、今後それをどうやって差を埋めていくかということも含めて……。

関係職員 それは大きな課題と我々も認識しておりまして、あくまで中堅所得者層ということですので、近傍家賃との関係というのは出てこようかと思うんですよ。恐らく、施設をお借りしているものですから、そのオーナーと区との契約金額の変更ということに場合によってはつながってくるのかなというのはあるんですね。家賃を上げるというよりも、施設を区が借り上げていますので、そういう課題はあるんですけども、築後20年間というオーナーと区との契約の中での話ですので、果たしてそういった金額、要するに近傍同種と比べたときの乖離といいたいまいしょうか、どういう形でというのは、実は我々も課題として認識はしております。

委員 一つ質問をお願いいたします。3の1の施策に及ぼす環境変化というところのご説明を最初に伺いまして、住環境というか、量より質へという方針で臨んでおられたというのは、大変それは方針としては正しいと思います。一時期、マンション規制というんですか、人口が急増するからというのでマンションを建てないようにというのがありましたね。それはもう今は規制緩和になって建ててもいいことになっているんですよ。それが一つ。

それから、ワンルームマンションの建設によるコミュニティ崩壊の懸念が強いという、

これについても行政指導するというお話でしたけれども、ワンルームマンションというのは悪いものというか、平たい言葉では悪いものだからというような意味なんだろうかというのが一つ。

それから、これからもまだ豊洲地区のほうにマンションがいっぱい建つようだけれども、今後もつくることについて規制をするおつもりがあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思いました。

関係職員 2点のご質問の、まず1点目のワンルームマンションが悪いかというお話なんですけれども、決してそういう観点で我々は指導しているわけではございません。一つの例でいきますと、学生寮とかそういうところもワンルームでございますし、ワンルームが建つところは大体狭小敷地なんですね。そうすると、やはり場合によっては江東区に長く住まわれている方々の資産形成、ただ、ファミリーということではなかなかつくりにくいところもあります。ですので、我々としてはワンルームマンションが悪いとかということじゃなくて、何が悪いのかというと、要するにごみ出しのルールがないとか、場合によったら言葉は悪いんですけども、ルールを理解しづらい外国の方が入居されていたりとか、そういう場合があるということなんですね。ですので、やはりそれはオーナーのほうに適切なコミュニケーションのとり方というの、事業者ですので、我々のほうから指導はさせていただいて、いかに地域になじむようにしてもらおうかというところを一方の観点としながら事業者指導には当たっております。

あと、豊洲の関係なんですけれども、これは大規模プロジェクトということで、一つのまちづくりの観点でマンション計画ができておりますので、それについて我々は制約というのは考えておりませんから、そういうマンション計画を通じてよりよい地域づくりにつなげていっていただけるような指導は、もちろん今後もやらせていただきます。

以上でございます。

班長 どうでしょう。そろそろ時間も限られてきましたので、もしまだ確認したいことがあれば。

委員 確認というか、すみません、ちょっと観点が違うかもしれないんですけども、かなり豊洲のほう、特に高層マンションが建ってしまっていて、先ほど防災という話もありましたけれども、今後数十年して、例えばああいうのを壊すこととかも含めて、非常に難しい可能性があるものが今たくさん建っているなという気がちょっとしてしまっていて、これはすぐさま対応というのは当然できないと思うんですけども、そういう壊しやす

いというか、解体可能とかも含めて、建て方も含めてマンションへの指導というか、そういう観点もあるのかなと。つまり、今はいいんだけども、実は後世にすごい不良資産をたくさん残しているような可能性が豊洲の近辺では気になるところがありまして、今ここで対応というわけではないんですけども、実は今不良資産が積み上がっているかしらんというところは、今後考えていただきたいなというふうに思います。

関係職員　今、我々の行っていることというのは、やはりマンションというのは権利も錯綜しておるといいますか、個々の権利者、区分所有者の集まりで一つの建物ができておりますから、やはりそういう人たちが一つになりやすいような、要するに意見がまとまらない限り前に進めませんので、そういった側面支援というのは実際やっているんですね。その中で、より長く住宅ストックを保ってほしいということでの管理組合のあり方とか修繕の方法ですとか、そういったところでの指導はさせていただいているんですけども、じゃ、壊しやすいところでは、申しわけないんですけども、私どもの分野ではよりいいまちづくり、住宅ストックをいかに長くもたせるかという観点の中で事業者指導、それから管理組合、それから区分所有者、そういう方々に、今現在はそういう観点でいろいろな交流会を持たせていただいているものですから、そういうことになってくると、今度は事業者のほうがどういう観点でのものづくりになるのかと。場合によっては、今は100年住宅とかいう話もありますのでね、より強固で長くもつものという観点もあろうかと思しますので、それは一つの委員のご意見として我々も勉強させていただきます。

委員　何でそんなことを言っているかということ、やっぱり江東区にはたくさんマンションがあって、日本の中で先進的なそういった取り組みも含めて売りになるのかなという気がしております、研究面もあるのかもしれないんですけども、実はすごく大切なかなと思ったので言った次第です。だから、ここですぐ取り組むという話じゃないんですが、ただやっぱり寿命は絶対あると私は思っています、トラブルがあったということも含めて使えなくなる、そういったときに壊せないものをつくっていいのかというのはすごく気になってまして、そういう話です。先ほどの回答で結構です。

委員　大分時間も押してきましたので、大きな観点からの確認をさせていただきたい点が二つほどありまして、1点目は、今の委員からのお話に非常に近いんです。集合住宅8割というこの特徴に対して、要するに集合住宅ならではの問題点に対して、先ほど福祉は平場だけはないというのは、けだし名言だと思うんですけども、まさにそうい

う観点ですね。集合住宅が8割を占めるような自治体ならではの気をつけていきたい点とか、これから取り組んでいきたい点みたいなのところを、ほかではやっていないようなことをやっているし、これからやっていきたいんだみたいなものがあればお聞かせいただきたいというのが1点です。

もう1点は、やっぱりこの柱の大きな問題というか、大きな課題というか、難しいところは、要は集合住宅が4万何千ありますという中で、直接住民に対して供給しているとか提供している住宅は数百。ですから、要は民間の財産に対して、供給というよりも既存のものに対してそれをよくしていくというところに、どれだけ区としてコミットしていくのか。一つの材料としては、良質な既存住宅への支援・誘導というところの事業で、住宅修築資金融資あっせんというのは、九十何万円というオーダーでしかも減っているとすると、要はどういう働きかけをするとそういう動きがちゃんと、施策の目的に即した動きが誘発されるのかという部分は相当難しいんじゃないかと思われる。と同時に、どこまでやるのかというのがあるような気がするんです。そのあたりのすみません、2点目はちょっと漠然とした言い方でわかりにくいかもしれないんですが、端的に言うと、民の部分にこれから区としてどれぐらい踏み込んで、どれぐらいお金をかけていくおつもりなのか。そのときに、ここだけは押さえる、ここだけはやっぱり区の責任としてやるという部分で、もし今クリアな部分あれば伺いたい。

関係職員　　まず初めの集合住宅が8割というお話ですけれども、現時点では私の個人的な考え方を超えてはいないんですけれども、当然、区と区全体として福祉なり、防災対策なり、先ほど来申し上げているように考えていく場合に、平場の福祉だけをやっていたのでは間に合わないわけですね。公営住宅に住んでいるお年寄りにしてみれば、自分の最寄りのマンション内であればなおさらいいわけですけれども、ケアつきのそうしたスペースフロアがあったら非常に便利だろうし、できれば我々はその辺のパイプ役になりながら、そうした要望に対してできるだけ事業者を動かしながら、住宅再生の更新時にはそうしたスペース確保もやるように我々として要請をかけていくというのが最大の課題なのかなと思っています。

それから、これは中央区あたりでやっているようでございますけれども、高層住宅の中の防災対策についても、やっぱりその住宅住宅で高さも違ければ構造、機能も違うわけですから、階層別のそういう機能も違うわけですから、やはりそれぞれの住宅に合った防災計画なり防災マニュアルなりというものを作っていただく必要があるだろうと、

これは原局の専門部署と我々が連携を図りながらそうした方向に持っていけるように、我々としても努力していきたいなと思っております。

それから、民間マンションに対する再建への手だての部分なんですけれども、この施策になるかどうかは別なんですけれども、これは次の委員会、施策32で震災の関連の施策をお願いするようになっていきます。その中でまた詳しくはお話ししたいと思いますけれども、今、東京都と一体となってやるような動きもあるんですけれども、いわゆる民間建築物の耐震化促進、今回の大震災を受けてなおさらのこと急いでこれをやろうじゃないかという形で考えております。東京都のほうは、重要幹線道路については民間建築物、マンションも含めて、一斉の耐震診断をまずやろうと。そのために義務化を図り、あるいは場合によっては無料化も図りという形で、とりあえず危険な建築物については一斉に耐震化を進めるように促進していこうという取り組みがこの秋口以降から出てくるのが予定されております。我々も一緒になってこれは連携しながらやっていくわけでございますけれども、やはりマンションの耐震化一つをとっても、マンションにお住まいの方の合意形成がないと、なかなかこれはマンション全体として進んでいかないというのがあるわけです。東京都は思い切ってこれを義務化して強制的にでもやると言っていますけれども、耐震診断ができたとしても、実際の改修までいけるかどうかというのはまた不確実な部分はあるのかなという思いもあります。ただ、我々としては、やっぱり建物の安全性というのは最低限、先ほど委員がおっしゃっていましたが、それぞれお住まいの方の合意形成の部分、難しい問題点もあるんでしょうけれども、少なくとも建物の安全性、その部分については、我々区の立場では限られたことしかできませんけれども、やはりその部分では安全性の確保を最優先に考え、耐震化の助成もやっておりますので、その辺については重点的にやっていきたいと思っています。

委員　ありがとうございます。

関係職員　1番目に関する事なんですけれども、福祉と住宅の連携ということで、事業者も含めて、今、居住支援協議会というのを立ち上げようとしているんですけれども、これは東京都初でございます。

委員　東京都で初めて。

委員　先ほど、防災という面でのお話が出たと思いますけれども、集合住宅の中で防犯ということに関して何か取り組むことは。

関係職員　これは今年の8月からなんですけれども、条例改正をした中で、所管の警

察に行つて、要するにマンションを計画する際に防犯対策について協議するということの義務化を図つております。ただ、それは昨年8月以降の物件からですので、それ以前はやっていなかったわけですが、現在の取り組みとしては、そういうことも含めて努力していただいていると。

委員 ぜひ過去にさかのぼつて、なかなか難しい面もあるかもしれないけれども、そういう改修時とかも含めて、ぜひ防犯対策を。これはまさに安心な住まいづくりの「安心」というのは防犯も入ると思うので、取り組んでいただければと。

委員 よろしいでしょうか。

すみません、もう本当に確認だけなんですけれども、予算規模がこの施策は減っていますけれども、事業で区切ると、これは区営住宅の改修のところで減っている、これが主要因だという理解でよろしいのでしょうか。

関係職員 結構です。どうしてもハードな話なものですから。

委員 要は、ニーズがなくてこの事業はちょっとやめるといふような、あるいは、もう役割を終えたのでちょっと減速するといふようなものは、ここにあげられているもので、基金のところと、区営住宅といふハード系のお金が減っている以外は、そういう働きかけ方の施策とかでは特にないという理解でよろしいですか。

関係職員 1点だけちょっと先ほどお話があつたので申し上げておいたほうがいいのかと思います。我々の認識としても、いわゆる基金の修築資金なんですけれども、実績がなかなか出てこないんです。ただ、江東区が持っている住宅のセーフティネットのための融資がこれしかないんですね。我々の目的といふのは、今やっているのは、例えば介護で段差解消ですとか、住宅の改善をする際に、介護保険のほうからなにがしかの定額の助成金が出るんですけれども、それを超えてやる場合の融資ですとかといふのはなかなか出てこない。ですから、できればこうした修築資金を有効に活用していただければいいのかと思つておりますし、また、バリアフリーですとかアスベストや何かの対策をする場合に、その際にも修築資金を使つていただくということでの別立ての枠も設けてやってはいるんですが、なかなかこれが実績が上がつてこないという状況がございます。ただ、我々としてはこれは唯一のそうした面で、個人資金を超える部分についてのいわゆるセーフティネットになっているものですから、できるだけこの活用を進める方向で事業としては考えていきたい。

それで、先ほどちょっと言い忘れていたんですけれども、区として今後秋口から住宅

の耐震化を積極的にやっていきたいというのがございまして、助成金だけではどうしても個人負担の部分、本人負担が大きくなる部分がございまして、できればこの修築資金もそうした枠取りをしながら活用を進めていけたらなと私は考えています。これはトップのほうの了解も取り付けないといけない話ですけども、できるだけ今ある基金を有効に活用する意味で、そうしたことの活用方も図っていきたいということも、ちょっと先ほど言い忘れましたので、申し添えて終わりたいと思います。

班長 ありがとうございます。すみません、ちょっと進行が下手で予定時間が少し過ぎてしまいましたけれども、総括というか、単に振り返らせていただきます。

まず、冒頭出たご指摘として、目標指標がちょっと漠然としている、もうちょっと施策の効果が具体的に表現されるようなものにすべきだというご指摘がありまして、指標でなくてもいいと思うんですけども、そういう三つの柱のそれぞれについて、アウトカムでなくてもいいので、多様なニーズにこたえるというのであれば、こういうニーズにこたえるようなものがこれぐらい供給されるように何かやっていますとか、例えばですね、それとか良質な既存住宅をとというのであれば、これぐらい意識が高まっていますという表現ができるならお願いしますということでお話をさせていただきました。

あと、マンション対策に関して、マンション対策というのは、そこで暮らしている人の生活全般にかかわるので、部局横断的になりますので、そういう連携をしてほしいし、しているということを示していただきたいというご指摘がありました。

あと、区の管理している住宅と、それからその利用の状況についてということで、これはほぼ100%というご回答をいただきました。

あと、この中で家賃の差額、民間の指標レベルとの差額の問題に関して、区としてどうやって徐々に解消していくのかということがありました。

それから、マンション規制なりワンルームの規制ということについてご指摘がありまして、お伺いさせていただきました。ワンルームそのものが悪いわけではないけれども、そこに暮らす方々の地域コミュニティとのある種のあつれきみたいなこと、そういった点について問題視している部分があるというご回答いただきました。

あと、不良なストックにならないようなマンションをという、マンションが不良なストックにならないようにどうするのかというお考えを伺うということでご指摘いただいて、壊しやすいマンションとまではいかないけれども、可能な範囲での実施機関に関する指導というのをしていきたいというご回答がございました。

集合住宅が多い地域ならではの取り組みということで、一体的な福祉、マンション空間内に福祉空間を確保するというような取り組み、それから、それぞれの住宅での防災マニュアルというのを即した形でつくるようなことを働きかけていきたいというようなお話を伺いました。

あと、民に対してどこまで、民の資産に対してどこまで福祉を働きかけるのかということに関して言えば、最優先で考えているのは安心・安全だと、具体的には耐震化の促進をしっかりと取り組まれるということ、優先順位の高い順に取り組みたいというご回答をいただきました。

大体よろしいですか。

すみません、ちょっと時間が超過してしましまして恐縮ですけれども、それでは、施策29についてはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(2) 施策31「便利で快適な道路・交通網の整備」

班長 それでは、10分ぐらい延びてしまったんですけども、施策31のヒアリングを始めさせていただきたいと思います。

早速ですけれども、施策31の現状と課題及び今後の方向性についてご説明をお願いします。

関係職員 施策31「便利で快適な道路・交通網の整備」について説明いたします。

本施策は内容が多岐にわたってございますので、2の施策を実現するための取り組みの枠組みに沿って順次説明いたします。

まず、道路整備ですが、江東区の道路は幹線道路網は充実してございまして、自動車での広域的な移動利便性は他区と比べても高いと考えています。一方で、ネットワーク上のボトルネックとなっている区間もあり、区道について言えば、豊洲地区の補助200・199号、大島地区の補助115号などで都市計画道路の整備を進めているところでございます。

歩行者交通について見ますと、歩道の整備率は23区中2位と高いものの、狭い歩道が多く、また交通量が多いにもかかわらずガードレールなどで歩行者と自動車の分離を図っている狭い道路も一部にあるのが現状です。区では、都市計画事業やまちづくりの中で歩道幅員の確保に努めているところでございます。また、歩行空間の快適さの向上ということでは、街路樹充実による道路緑化や舗装表面の温度を下げる遮熱性舗装の施

工を進めているほか、震災対策やバリアフリー化の効果もある道路の無電柱化も計画的に進めております。

また、区道は延長で300キロに及びまして、管理橋梁も85基を数えてございます。この膨大なインフラの効率的な管理は重要な課題でございまして、コストの縮減に努めております。特に橋梁につきましては、ライフサイクルコストの低減を目指しました橋梁長寿命化計画を平成21年度に作成し、効率的な改修、維持管理に努めているところでございます。

自転車交通につきましては、幅員構成上、自転車通行帯の整備まではなかなか手が回らないのが現状ですが、比較的幅員の広い臨海部の道路については整備を検討しているところでございます。

次に、安全性と快適性の確保についてですが、まず、駅前における放置自転車ですが、平成12年には区全体で1万3,000台の放置がございましたが、その後、受益者負担による自転車駐車場の整備と撤去の強化によりまして、3,000台を切るまでに減少してございます。しかしながら、人口の増加傾向が続く本区では、放置自転車増加のバイアスは潜在的にあると考えてございまして、豊洲駅の自転車駐車場の整備を進めるとともに、保管場所の整備の集約化を進め、効率的かつ積極的に放置自転車対策に取り組んでいるところでございます。

交通安全では、交通管理者である警察と協力して、区としてソフト面での対策に取り組んでいるところでございますが、昨年度は死者数が全国ワーストワンの19人となってしまいました。事故の態様を見ますと、自転車の無謀運転による自滅的な事故や、あるいは幹線道路での横断禁止箇所などが多く、対策に頭を痛めているのが現状でございます。

最後に公共交通ですが、公共交通機関については、住吉と豊洲を結ぶ地下鉄8号線の整備に向けて関係機関と検討を進めているところでございます。本区は東西方向の鉄道網は充実しておりますが、南北方向、特に発展が続く臨海部と既成市街地である内陸部を結ぶ交通機関が不足していると考えてございます。四ツ目通りを抜けて豊洲につながる地下鉄8号線は、本区の都市計画上の背骨となるものでございまして、その実現に向けて全力を尽くしているところでございます。

最後にバス交通についてでございますけれども、その充実が東京都の役割であると本区としては認識してございまして、区としては地域住民の立場に立って東京都交通局に

対して路線の新設、増便を粘り強く働きかけているところでございます。

以上です。

班長 ありがとうございます。5分を守っていただきまして、どうもありがとうございました。大変助かります。

ご質問等あれば、よろしく申し上げます。

委員 ちょっと確認なんですけれども、江東区では都市計画道路の見直し作業というのはされたんでしょうか。それともまだされていない。それはいかがなんでしょうか。

関係職員 都市計画道路については、今、第3次の重点整備路線の整備を行っております。その3次路線の整備をする際に、区部における都市計画道路の整備ですので、東京都と他区と協力しまして、必要な見直しは行っております。ただ、本区につきましても、基本的には見直しによってなくした道路というのはございません。

委員 施策評価シートを読んで、3の2のところでは都市計画道路の早期整備とあって、それで61の施策実現の指標では都市計画道路の整備率が変わらず、26年度も上がっていないので、整合性がちょっとどういうことかなと思ったので。早期整備とうたっている中で、目標をあげられていないのは単純にどういうことかなと。

関係職員 整備率は都市計画課で取りまとめしているんですが、実際施行しているのは道路課なものでお答えさせていただきますけれども、都市計画道路については、199・200号、115号も事業認可を受けてこれからなんですけれども、用地買収等が絡んできますので、通常の工事と違って、何年にどのくらいできるというのが非常に不確定な部分がございます。事業は行っているんですけれども、当然目標としてはすべて都市計画道路をやりたい、100%の案ですけれども、中間のこの長期計画にちょうど合致した部分で何%というのをなかなか言いづらい部分がございます。じゃ、26年で何%なのといったときに、どこまでというのをなかなかお伝えできないというのが現状です。

関係職員 ちょっと補足しますと、今、説明がしたとおり、都市計画道路は整備までに非常に時間がかかるわけなんです。一つの事業が終わった段階でもって完成という取り扱いになってまいりますので、26年度という長期計画のスパンの中では結果は出てこないというところで、こういう形になっております。

委員 質問ですけれども、地下鉄8号線に5億円の積み立てですか、そういうのもあります。でも、これは決まったわけですね。この間、1週間ぐらい前の新聞で、住吉

を通過してどこかに駅を二つつくというのが載っていたので、もう決まったんだと思いますけれども、そうすると今度はシンポジウムをやったりするのがちょっとむだなような気もするんです。5億円というのはすごく大きいお金だけれども、それは例えば新幹線をつくるときに地元の負担で駅をつくる、そういう額なんでしょうか。5億円というのはすごく大きい 責めているんじゃないですよ、すごく比重としては大きいと思うんですけれども、それは区が負担しなきゃならないものなんでしょうかということ伺って、地下鉄ができることは悪いことじゃないと思いますけれども、そのことには反対しませんけれども、そんなに一生懸命区がやることかなという気はするんです。

関係職員 かなり条件が合わないとなかなか進まないというのが現実としてございまして、まず、前に日経新聞に記事が出ましたけれども、あれは区が行った調査の結果を区が発表したもので、事業の実施が決まっているわけではございません。事業性が非常に高く効果があるということを区のほうで調査してまとめて、それを発表して、それが記事になったもので、まだまだ国の中の運輸政策審議会では、A1路線、A2路線というのがあって、A1路線は計画期間内に着手で、A2路線というのは計画期間中に着手という路線になるですけれども、A2路線にはなっていますけれども、まだ着手していないというのが現状でございます。

それから、地元負担5億円ということでございますけれども、この5億円の基金というのは、基本的には区として姿勢を見せるという意味で積んでいるものです。具体的にどういう形でもってその5億円が区の負担となってくるか、または実際に負担をするかも含めて、その辺についてはまだ未定です。ただ、今検討しているのは上下分離方式という形で、運行するのはメトロですけれども、整備主体としては3セクを立ち上げるという、これは国の法律にのっとった形なんですけれども、そうしたことで考えております。そうすると、3セクで整備をしたときに、これは株式会社ですから、自治体出資の株式会社になりますので、区が出資者になる可能性もある。また、今考えている都市鉄道等利便性増進法の補助制度の枠組みですと、整備費の3分の2が国と地方の負担の対象になるわけですけれども、国が3分の1を負担して、残りの3分の1は地方、これは東京都、あるいは場合によっては区が負担する可能性もある。そうした場合に、出資者にしろ負担にしろ、区として全然お金を出さないつもりはないよという、そういう姿勢を示すという意味で基金を積んでいるところで、具体的に何に使うのかということまで詰めているものではございません。事業費としては5.2キロの延長で900億円以

上のお金がかかると試算しています。

委員 わかりました。

委員 私のほうから簡単な確認をさせていただいてよろしいですか。事業の中で、放置自転車のところの記述なんですけれども、事業一覧の9番のところの放置自転車の撤去台数2万6,000台、これは単年度ですか。

関係職員 単年度です。

委員 これは、大体毎年これぐらいの撤去台数が発生しているということですか。

関係職員 大体、最近ですとそのぐらいの台数です。

委員 なるほど、わかりました。この撤去した自転車というのは、放置した人の所有権というのは消滅して、区がそれを中古車として売るとか、そういうことはできるんでしょうか。どういうふう処理されているんですか。

関係職員 法律的には1カ月間の保管期間を持つべきという形になっておりますけれども、ただ、厳密には所有権が放棄されるわけではなくて、我々としては、条例の中では、1カ月たった時点でもってこれはもう処分をしますよ、そういう形にしています。

委員 わかりました。膨大な数ですね。これは単純に確認です。

委員 交通網のことで1点お伺いしたいのですけれども、地下鉄に関しては5億円積み立てているという話なんですけれども、その一方で予算のところの下のコミュニティバスのところですね、ここって今、大体1,300万円ぐらいで回していらっしゃる。地下鉄の積立金の何十分の1のお金で回していらっしゃるわけなんですけれども、一方で区内の交通網云々という話になってきますと、例えば南北だけにとどまらず、割と交通不便な地域というのがまだ結構あると思うんですけれども、そういった地域をこういった1,000万円ちょっとでコミュニティバスで回していく計画というのはどうなんでしょうか。金額的にも5億円に比べればかなり低い値段で抑えられると思いますし、高齢者もふえていく現状を考えるならば、それなりにはニーズがあるように素人考えでは思うのですけれども、それについてのお考えというのは。

関係職員 まずコミュニティバスですけれども、これは木場と潮見の間を結ぶバスですけれども、これは過去に実施しました区民の意識調査の中で豊洲地区の交通利便性が非常に低いという評価が、特にそのこの生活の足としてコミュニティバスを豊洲で運行したんですけれども、私どもとしてはこれはあくまでも例外的な措置で、基本的には、地域の中でのバスの需要というのは高いわけなんですけれども、それを整備するのは東京都交

通局の役割だと考えてございます。ですから、あくまでもバスネットワークの整備については東京都交通局のほうにその充実を働きかけていくということで考えています。

バスと地下鉄8号線ですけれども、やはり地下鉄の場合には、単に利用者の利便性というだけではなくて、まさに既成市街地と臨海部をつなぐ、あるいはまち全体、江東区全体の交通動線のどうなるのか、そうした都市計画的な大きな役割がございまして、バスと同じ次元では考えてございませぬ。そうしたことで5億円の金を積み立てているということでございます。

班長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員 大きく三つの柱があります。一つ目の柱に安全な環境に配慮した道路の整備というのがあって、中身を見せていただくと、ここの取り組みは大きな考え方としては、環境負荷軽減のために云々ということでの緑化の推進とかも書いてあるんですけれども、お金の割り振りについて考えると、橋梁の耐震化と無電柱化、これが二本柱だと理解されるのですが、そういう理解でよいでしょうかということがまず1点です。

その理解でよいという前提に立ったときに、橋の耐震性に問題があるとしたら、これはやっぱりちょっと大問題だと思いますので、これは疑いの余地なくやらなければならないことだと思うんですが、無電柱化、道路の安全性を確保する、安全で環境に配慮した道路にするというときに、その手段が無電柱化であるというのは、何て言うんでしょうか、ほかにもいろいろやらなきゃいけない環境整備事業というのは道路絡みであるような気がするんですけれども、その中で、いや、こういう理由でそこにプライオリティの最も高いものとして位置づけているという理由みたいなものがあれば、それを伺いたいと思います。

関係職員 まず、区と道路事業の重点ですけれども、橋梁耐震化と無電柱化、もう一つは都市計画事業、都市計画道路の整備というあたりが大きなところだと思ってございます。その中で無電柱化の位置づけですけれども、基本的には都市計画道路、これは必要なネットワークを整備するというものだし、耐震化については必要な安全性を確保するということになりますけれども、無電柱化については、大きな部分ではまずレベルアップを図って道路の質を高めていこうということがございます。それと同時に、無電柱化事業については防災の意味もございまして、例えば地震が起きて電柱が倒れて火災を起こしてしまう、そうしたものを防ぐというようなこともありますので、防災、それから景観整備、それからバリアフリー、そうした多様な側面から見て整備を進めていると

ころでございます。

委員 これは既存の地区で、もともとは電柱が立っていたところを撤去して無電柱化するということなんですよ。

関係職員 そのとおりです。

委員 逆に言うと、新しく開発されるようなところでは、初めから無電柱化するように指導している、あるいはやっているということでしょうか。

関係職員 そのとおりです。

委員 わかりました。

委員 もう一つ質問ですけれども、放置自転車の激減というのはすばらしいことだと思うんですけれども、自転車のことについて言えば、放置自転車はこれだけおやりになったから立派なことだと思うので、次に自転車の専用道路に関して、亀戸のあたりで京葉道路でやっていますよね。ああいうのはほかにもっと広めていくお気持ちがおありなのか。そういうことを私たちはやってもらいたいと思っているんですけれども、危なくて、自転車はどこも歩道を通りますけれども、ああいうことはしてほしくないと思って、何かそういう自転車に対するマナーということの具体的な施策みたいなものはお考えでしょうか。

関係職員 自転車交通の自転車専用道のニーズが高いことについては私どもも十分承知はしているんですけれども、ただ、幅員構成上、歩道にしても車道にしてもなかなか自転車専用のスペースが出てこない。片側で2メートルずつの幅員が狭まってまいりますので、両方合わせて4メートルになってきますから、京葉道路でも実験的に成功して

これは国のものなんですけれども、1車線つぶしてやっているんですね。なかなかそこまで踏み切れない。先ほどの冒頭の説明でもお話をしましたけれども、当区は歩道の整備率は比較的高いんですけれども、まだまだ狭い部分が多い。だから、広げるのであれば、自転車道ではなくて歩道を広げて、車椅子とかそうした歩行空間の快適さを確保したいというのが一つあります。

ただ、臨海部につきましては、比較的区道についてもまだ幅員構成に余裕がございますので、この辺につきましては、現在、自転車道の整備については検討しているところです。ただ、ネットワークで整備しないといけないというところがあるので、部分的にそこだけするというのもあまり意味がないですから、なかなかここも悩ましいところではあります。

委員 わかりました。

委員 自転車絡みで続けてというか、あわせて説明いただきましたけれども、やはり2万6,000台毎年というのは多い気がするんですよ。毎年、赤ちゃんもお年寄りも含めて区民20人に1人は自転車1台を放り出しているということになるわけで、これはちょっとという気がするんですね。撤去の事業を着実に行うというのもしはさりながら、啓発の事業をもう少し評価すべきだという気がするんです。事業の中に緊急雇用で啓発に取り組むというのがありましたけれども、啓発の事業の今後の取り組みのお考えとその内容、そのあたりをちょっとお聞かせいただければ。

関係職員 昨年から亀戸の北口で夜間の撤去を始めたんですけども、啓発事業で整理員をつけて、我々バリケードを置いて置けないようにしているんですけども、それでも1人、2人置くと、1台、2台が10台になったりという話がございますので、人を張り付けて注意しながら、また同時に、亀戸あたりはポイント制という新たな自転車駐車場の利用方式もあわせて、そちらをご利用くださいと誘導しながら置かれないような対応もしています。これについては、今後、新たな場所でもまた予定していますし、撤去の強化と誘導と、また置かれないような対応というのをセットでやろうと考えております。以上です。

委員 学校、大学とかですね、あるいは一般的に言われるのは高校生、大学生がやっぱり一番自転車を放置する、要は卒業と同時に捨てるみたいなことですので、学校の授業の中でそういう啓発の時間をとらせてもらうとか、そういう取り組みもあったほうがいいんじゃないか。要するに現場で捨てるなど言うんじゃないくて、それが悪いことだということをごちゃんとわかってもらうという取り組みもあったほうがいいんじゃないかという気はしますけれども。

委員 先ほど、地下鉄8号線の延伸等のお話がありましたけれども、私、豊洲を使うことがあるんですけども、今でもかなり駅の容量に比べて使っている人の数が非常に多いと感じておまして、さらにまた地下鉄が便利になると、豊洲駅に関しては使う人間にとってのキャパシティを超えてものすごい混雑になってしまうような気がするんですけども、そういった交通網の利便性の向上に伴う人の集中みたいなことに関しては、このまま人を集中させていいとはちょっと、非常に危ないぐらいに込んできている気がするんですけども、そこら辺はいかがですか。

関係職員 豊洲駅につきましては、現在、東京メトロが大規模な改修工事をしてお

ります。あれは19万人から20万人の乗降客を見越した改修で、大体今の倍以上はいかないんですけれども、倍近い乗降客でも耐え得るような計画でやっているところですので、そこに8号が行っても、確かにそこで降りる方もいるんですけれども、今遠回りです。そこら辺については、既存の駅については地下鉄事業者が、豊洲もそうですし、南砂もそうだという形で、乗降客に合わせた計画的な改修をしているところです。そこら辺とはリンクさせたいと我々は思っています。

委員 豊洲近辺の道路に関しては非常によくやっていただいて感謝しているので、特に言うべきことはないんですけれども、さっき言ったような自転車向けの道路ですか、割とあのまちというのは流行に乗りたがる方々も多いので、今、自転車というのがはやっていますので、非常に広い道で自転車にとっても走りやすい道だと思いますので、それはぜひ進めていただくと、割と喜ばれるし、何かのところにも取り上げられて、またまちの活性化にもつながるんじゃないかなと思うので、ぜひ前向きに取り組みをされていくといいと思います。

班長 いかがでしょうか。

委員 つまらない質問ですみません。貨物線の線路がありますね。あれは以前、何か新しい交通網をつくるというのを新聞で読んだ記憶があります。あれきりどうなっちゃったんですか。あれは何かするおつもりが あれは区でやることじゃないのかもしれませんが。

関係職員 LRTを整備するという構想がありまして、現在でも長期的な構想の中で位置づけられております。一時はPFI等も活用しました形で事業化もかなり当時熱心に取り組んだんですけれども、実際に事業化に向けた調査をすると、なかなか新砂地区ですね、新木場と亀戸を結ぶ路線で考えていたんですけれども、新砂地区での需要が非常に低いというところがありまして、なかなか事業採算性がとれない。今後のまちの土地利用の転換とか、そうした長期的なまちの変化を見据えるということで、今の時点では長期的な構想という形で位置づけしております。なくなっているわけではございません。

委員 すみません、話が行きつ戻りつして恐縮なんですけれども、コミュニティバスについて、冒頭、委員からご質問があったと思いますけれども、例外的なものですというご回答がありましたけれども、これは自治体ごとに考え方があっていいので全然こうあるべしという気持ちがあって申し上げるのではないんですけれども、コミュニティバ

スに関しては、基本的にはまさに例外的にスポット的にかつ、そういう必要性がある時期に限って必要性が認められた場合にのみ区としては取り組むと、そういう位置づけであるという整理でいいのでしょうか。

関係職員　そういうことですね。特に現在のコミュニティバス事業自体については例外的な取り組みで、今後も事業効果とか必要性については検証しながら、場合によっては取りやめることも含めて検討を進めています。新たに整備をすることについては、区としては考えていません。

委員　そういう要望が出ている地域も特にはないですか。

関係職員　江東区の場合は、先ほどの木場と潮見の路線というのは、都バスの路線がこれに対応するものがなかったわけなんですけれども、本区の場合は基本的には幹線道路が縦横に走っていますので、その中で本数は足りないながらも、都バス路線網自体は充実していると考えてございます。ただ、何度も乗りかえなければ目的地に着かないとか、そういう要望は確かにありますし、また、そのためにコミュニティバスをという声もありはするんですけれども、やはりそうした現在地から目的地までドア・ツー・ドアで結ぶような交通網をすべて整備するのは非常に難しいということから、ただ、本数や路線の設定については、例えば病院であるとか、そうしたところでの充実は必要だろうとは思っていますけれども、それはあくまでも都バスの交通網の充実の中で整備されるべきだと考えております。

特に私どもコミュニティバスの整備をしたときに、結構難しかったところというのは、コミュニティバスを整備すると、それが都バスの既存路線の需要を食ってしまう部分があるんですよね。ですから、既成市街地の中に無理無理新たなコミュニティバス路線を設置すると、逆にそのために、なかなかすぐ廃止とは言わないですけれども、本数を減らすとか、そうした都バスの既存のネットワークを乱してしまう心配もある。そうしたことから、我々としてはあくまでも今の路線のネットワークの充実ということでもって対応されるべきだと考えてございますので、交通局に対する働きかけというのを施策のメインに据えているわけです。

委員　あと、話が行きつ戻りつして恐縮と申し上げたもう1点ですけれども、放置自転車の件ですね。ごめんなさい、本当にこの問題詳しくないので不適切な質問かもしれませんが、通常、自転車を買うと防犯登録をして、シールを張ったりして、要は持ち主がわかる場合が多いんじゃないかと思うんですけれども、そもそも放置自転車の

撤去、要するに取りに来いと言っても取りに来ないから放置自転車になるというのはわかっているんですけども、その撤去費用を本人に負担させるとか、そういう取り組みというのはされていないのでしょうか。

関係職員　もちろん取り組んでおります。放置されている自転車については、一度撤去しまして、保管して、所有者に連絡する。その連絡をするときには、まさに今言われた防犯登録のデータ　これは警察のほうから得まして、ご連絡して引き取っていただくと。大体半分ぐらいの自転車については引き取っていただいています。現在、撤去料、手数料としては3,000円いただいているということです。

委員　2万6,000台のうちの1万3,000台は引き取ってもらっているということなんですか。

関係職員　そういうことです。

委員　その3,000円の撤去料というのは、その1万3,000台についてはちゃんと回収　回収と言うと変ですけども、徴収できている。

関係職員　そういうことです。ただ、撤去に要する費用というのは計算すると1台5,000円、今もうちょっと超えるぐらいかかっています、3,000円程度では全額にはなっていないんですけども、ただこれを上げてしまうと撤去量がふえてしまうというようなほかの区の事例もありますので、その辺を勘案しながら決めているところです。

委員　なるほど、難しいですね。わかりました。

ほかにありますでしょうか。

委員　ちょっと細かい質問になるんですけども、予算のところを拝見すると、割と大きな項目として街路灯の部分が、結構な金額にはなっているんですけども、例えば具体的には街路灯を信号機みたいにLEDにしているとか、そういうような取り組みというのはなされているのかということ、今、節電、節電といろいろ言われていますけれども、それに対して今どのようなことをやっているのかというのはふと疑問に思ったので、ちょっと本筋とは外れるんですけども。

関係職員　街路灯ですけども、街路灯改修事業にかかっているコストと申しますのは、これは基本的には老朽化した街路灯の更新料となっております。まず省エネということについては、省エネ型の街路灯ということで、夜間は照度を落とすというような構造に従前からしてございます。もう一つは、通常の今までの街路灯よりもエネルギー的には効率的な照明器具に変えてございます。LEDについては私どもも検討はしてご

ざいますけれども、現状ではまだもろもろの単価が高いということと、それから、光の幅が非常に限定されてしまったり、まぶしいというようなところから、技術的にはまだまだの部分が多いかと思われまので、今のところ私どもの中では検討しているけれども、街路灯としては設置はしてございません。

関係職員 街路等の維持管理事業というところで2億3,000万円ほど入っているんですけども、これは主に光熱水費、電気料だと思っていただければ大丈夫です。街路灯に使われている電気料でございます。また、年間計画事業として560基程度の老朽化した街路灯更新料。平成36年度ぐらいまでには1回りします。その中で効率化を図りまして、35%ほどの金額的な効率化を図ることができると。ただ、LEDについては、今年度末に東京都が一定の指針をつくることになってございまして、現在、統一されていないいろいろな基準も整備することになっております。それを受けて、積極的に来年度以降は整備していきたいと考えてございます。

班長 よろしいですか。

それでは、一応ご確認事項としては出尽くしたようですので、ちょっと整理させていただきます。

まず、都市計画道路の整備率に目標がないのはなぜだというご質問で、それに対しては、パーセンテージというのは整備率の分母が動いていってしまうので、簡単に目標水準を設定できないというような、そんな趣旨の……。

関係職員 分母がというわけではなくて、26年という長期計画のスパンの中ではなかなか、都市計画事業はロングスパンですので、結果が出てこないということ。

班長 なるほど。26年までのスパンだと何%と簡単に言えないということ。

それから、地下鉄の関係で、シンポジウムの予算が計上されているのに対して、もうこれは決まったのではないかというご質問があって、いや、実は決まっていないんですというお話で、だからシンポジウムは必要なんですというお話と、あと、基金の5億円というのはどういうお金かという、これは姿勢を示すということであって、用途が明確なお金ではありませんよというご回答だったと思います。

それから、放置自転車関係で何度か繰り返しご質問させていただいて、台数というのは単年度であるとか、あるいは削減のための啓発の取り組みの状況であるとか、あるいは本人の負担の状況であるとか、そのあたりを伺わせていただきました。

あと、コミュニティバスについて何度かお話が生まれて、どういう姿勢で取りまとめ

るものであるかということですね。質問の趣旨としては、基金との比較でご発言がありましたけれども、もっと取り組んでもいいのではないかというニュアンスのご質問だったように思いますけれども、区の姿勢としては、既存の事業者との役割分担という観点から言うと、これはあくまで例外的であるという姿勢であるというご回答であったと思います。

それから、無電柱化の取り組みが1本目の施策の柱、安全で快適な環境に配慮したという中で、橋梁の耐震化と並んで無電柱化が大きな二つの中心的な取り組みという位置づけになるんですかという確認と、その理由を聞かせていただいて、安全性の面、良好な景観という観点で有効性が高い取り組みだと区として考えられているというようなご回答だったと思います。

それから、自転車専用道に関して、整備のお考えとあわせて、自転車利用者のマナーの問題について確認させていただいて、自転車専用道に関しては、要するに道路空間の再配分を必要とする問題であるのと、ネットワークで整備するのはなかなか大変なので、区の姿勢としては、車椅子の方とか、そういった方のことをどちらかといえば優先して考えているというような趣旨のご回答だったと思います。

それから、豊洲駅の混雑に関してご質問がありまして、それに対しては、今後のメトロさんの改修計画では大幅に緩和されるという、許容量に余裕のある形での計画がなされているので、将来的には大丈夫でしょうというお話がありました。

あと、貨物線の有効活用という話はどうなったんでしょうかというご質問があって、構想としてはまだありますと、なくなったわけではないというお話。

あと、街路灯について、そのコストの内容についてご質問があって、ご説明をいただいたということです。

大体整理すると以上かと思えますけれども、漏れ等はありませんでしたか。大丈夫ですか。

すみません、とても端的にご回答していただいた関係で、前半の部が押した分をカバーして、予定の時間で終了することができます。ありがとうございました。

(3) その他

班長 それでは、最後に、前回これを失念して大変失礼いたしました。事務局のほうから何かございますでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

冒頭申し上げればよかったんですけども、前回、ほかの施策でグリーン・エコアイランド構想ですね、事務局のほうからご説明させていただいて、議会に出す資料でございますけれども、ごらんいただければと思いますので、お手元に配付させていただきました。

それから、事務的なこと、前回と同じでございますけれども、評価シートの作成をお願いいたします。本日中にデータ形式を送らせていただきますので、メールまたはファックスで7月15日でございます、時間のない中で大変申しわけないんですけども、事務局の担当職員までご提出をお願いいたします。

それから、もう一つ、さらに事務的でございますけれども、請求書等を机の上に載せてございますので、住所と氏名をご確認の上、ご捺印をお願いいたします。以上でございます。

班長 ありがとうございます。

それでは、以上をもって第4回江東区外部評価委員会（第1班ヒアリング）を閉会いたします。

次回は7月22日金曜日、同じ時間にお集まりいただくこととなりますので、よろしく申し上げます。きょうもどうもありがとうございました。

了